

## 訴訟に関するご報告(第一審判決と控訴について)

特定非営利活動法人Rencontrer Mignonは、株式会社ミグノンプランおよび一般社団法人ランコントレ・ミグノンに対し、動物の引き渡し及び不当利得の返還を求める訴訟を、2023年4月に東京地方裁判所へ提起し、これまで審理を進めてまいりました。

このたび、東京地方裁判所より第一審判決が言い渡されましたので、ご支援者の皆さんに下記のとおりご報告申し上げます。

### ■ 第一審判決の概要

本件の中心となった「動物の所有権」に関し、当法人の主張が認められました。裁判所は、被告側に対し、41頭のうち係争中に死亡した7頭を除く全ての動物を当法人に引き渡すよう命じました。

一方で、寄付金の流れに関する不当利得返還請求(本来当法人に寄付されるべき金銭が被告に入金された経緯について、その返還を求めた部分)につきましては、裁判所に認められませんでした。

### ■ 当法人の対応方針について

当法人は、裁判の長期化が動物たちの生活環境に与える影響を重く受け止め、控訴は行わないとの方針を決定いたしました。

しかしながら、被告である一般社団法人ランコントレ・ミグノンが、当法人の所有権を認めた第一審判決を不服として控訴したため、本件訴訟は東京高等裁判所での控訴審へ移行することとなりました。

控訴審におきましても、第一審で認められた所有権の正当性を改めて丁寧に主張し、動物たちが一日も早く安定した環境へ戻れるよう、代理人弁護士と連携しながら訴訟活動を継続してまいります。

(なお、本件の動物をお預かりいただいている皆さんには、ご希望に応じて正式譲渡手続やボランティア登録等のご案内を実施することも検討しておりますが、これらは控訴審の結果を待ったうえで、慎重に進めてまいります。)

### ■ ご支援者の皆さんへのお詫びと今後の取り組み

寄付金の不適切な流れの全容を、司法の場を通して十分に明らかにできなかった点につきましては、動物愛護活動全体への不信につながりかねないものと認識しており、誠に心苦しく存じます。日頃より当法人の活動を支えてくださる多くの皆さんに、改めて深くお詫び申し上げます。

当法人は今後も、健全性・透明性の高い運営体制の構築と改善に継続して取り組み、皆さんからの信頼に応えられる団体であり続けるよう努めてまいります。

引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人Rencontrer Mignon  
(NPO法人ランコントレ・ミグノン)